

(第一類 第百九十八回国会)

衆議院 第十一号)

環境委員会

会議録 第六号

議

六

号

(一一八)

令和元年五月十七日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長

秋葉賢也君

理事

伊藤信太郎君

理事

武村展英君

理事

堀内詔子君

理事

小宮山泰子君

理事

秋本真利君

菅家一郎君

笹川博義君

武部新君

長尾秀樹君

山本和嘉子君

浅野哲君

富田茂之君

細野豪志君

原田義昭君

芳弘君

実君

宏文君

孝明君

一郎君

城内

滝波

勝俣

永山洋二君

菅家雅則君

宮寄

上田

森下哲君

官房審議官

</div

大臣、具体的に意匠込みをしつかり述べていた
だったので、本当に心強いことだと思うんですね
が、野党提出の修正案も含めて今後しつかりと検
討もしていっていただきたいと思いますし、フロン
の影響を本当に自分事のように考えて、日本全
体が、そういうフロンに対する認識も含めて、地
球温暖化に対する意識をもつと深めていただける
ような取組、環境省始め政府一丸となってやつて
いただきたい。そのことを申し上げまして、本日
の質問を終わらせていただきます。

○秋葉委員長 次に、浅野哲君。
○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

本田はよろしくお願ひいたします

今から数日前の十五日のことになるんですねけれども、ハワイにあるマウナロア観測所というところが、地球の大気中の CO_2 濃度の最新値を発表したという報道がございました。私、専門ではなないので細かいことはわかりませんけれども、四五百 ppm という数字が出たそうであります。ちなみに、産業革命前の大気中の濃度は二八〇 ppm ということで、産業革命以降、その数値が数十%上がつているという状況というのが実際にデータで確認をされまして、もちろん史上最高値を記録したということでありました。

今現在、御存じのように、地球温暖化対策というものが地球規模の社会問題になる中で、今回のオゾン法についても、法律の成立当初はオゾン層破壊を防止するための対策でしたけれども、代替フロンの普及が進んで、オゾン層破壊ではなく、今度は地球温暖化係数が高い代替フロンがふえてきたということで、地球温暖化対策という要素が今強くなってきたわけありますけれども、やはりパリ協定で取り決めた世界共通の目標を達成するために、日本としてもこの目標に対してしっかりと取り組んでいかなければいけないと私は思いますし、今回、このフロン法、その中でも重要な法改正だと私は思つておりますので、ぜひともその法律の実効性を高めていきたいと思う観点から、本日質問させていただきたいと思います。

まず、本日の委員会の中でも何度も質問が出ておりますが、改めて、現在のフロンの回収状況というものをお聞かせいただきたいと思います。最近新値に加えて、できましたら回収の年次経過、これまでの推移も含めて御答弁をいただけましたらと思います。よろしくお願いします。

○森下政府参考人 お答え申し上げます。

フロン類の廃棄時の回収率でござりますけれども、さかのぼりますと、平成十四年のフロン法の施行以来、十年以上三割程度という数値でございました。平成二十五年に法改正がございまして、この法改正でユーダーが機器の管理者として法律上に位置づけられたことで、機器の適切な管理に対するユーダーの認識が高まつたということがございまして、廃棄時回収率も一定程度向上をいたしましたが、二〇一七年でその数値は三八%というところになつております。現在、直近でも四割弱というふうになつているということでございます。

○浅野委員 どうもありがとうございました。

現在、二〇一七年時点で三八%ということで、これが低いという課題は全員共有しているのではないかと、いうふうに思つております。

今、政府の資料では、二〇二〇年にこの目標を

置いているわけですけれども、これは、これまで長年にわたって取り組んできたにもかかわらず、なかなか回収率が上がらない、この原因をしつかり分析して、実効的な対策をとつていかなければいけないと、いうふうに思います。

そこで、改めて確認させていただきたいのですが、過去の法改正の際、附帯決議の中で、この回収にしつかり取り組む旨の決議をしてございました。資料の二と資料の三に、平成十八年改正時に衆議院における附帯決議の内容、そして、平成二十一年改正時の同じく衆議院における附帯決議の内容というのを記載してございますが、それぞれ赤線を引いた部分について、回収が確実に行われるよう、周知を徹底して、適切な指導助言を行う、そして関係者の自主的な取組を推進すること等の決議がなされております。

まず伺いたいのは、過去のこうした附帯決議を受け、取り組んだ回収率改善策、そして、それではどう見えていくのか、見てみます。

もなお現在三八%といふ現状なんですからとも
主な要因とこの点を改めて整理をしながら御答
弁をいただきたいと思います。

○森下政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のありました資料の二、例えば平成十

八年改正における附帯決議への対応ということですが、まず、赤線が引いてございます。本制度の周知を徹底し、適切な指導、助言を行ふとともににというところでございますけれども、これらの附帯決議を受けさせていただきまして、平成二十五年のフロン法改正以降、平成三十年末までに、都道府県、業界等を対象に、全国で百回以上もの説明会を開催してきてござります。また、ユーザーの皆様方等に対しまして、パンフレットを六種類のものをそろえさせていただいて、計十二万部、これを配布して周知を図っているということになります。

で、こちらにつきましても、改正法の説明会の開催ですとか業界団体の説明会への説明員の派遣、そういうことを実施しまして適切な施行に取り組んできたということです。

その下にあります五番目の赤線の部分でございりますけれども、これは、いろいろなさまざまフロンの回収に関するデータの精度の向上等々でございますけれども、フロンの廃棄時の回収率を算定するに当たりまして、ちょっと専門的になりますが、分子となる数値でござりますけれども、これは、フロンを含んでおる機器の別に、出荷台数、そういうたデータを用いまして算出しているということでございます。

この算出方法につきましては、隨時、有識者の方々からアドバイスをいただき、あるいは業界への実態ヒアリング、こういったことを行つて適切に精度を確保する、そして改善するということを行つてきてございます。

七ボンにまた赤線の部分がございますが、これは周知の部分でございまして、先ほど申し上げました、平成二十五年以降、都道府県、業界等を中心、今さまざまに説明会を実施、あるいはパンフレットをつくっているということでございま

割弱にとどまっているということとございまして、要因分析を経産省さんと一緒に行つたところ、冷媒未回収部分のうち半分強が回収作業自体が行われていない、そういうことに起因をしているということがわかりました。また、特に、建物の解体時に廃棄される機器について回収実態が低調であるということが明らかになつていているということでござります。

○浅野委員　どうも御答弁ありがとうございます。

これまでの附帯決議の内容に対応する形で説明会やパンフレットの作成、配布をしてきた、また、正確な回収量を見積もるための算術的な方法の見直しも行つたということになりますが、それ

で、最終的な要因分析結果が、実は回収しなければいけなかつたものが回収されていませんでした。というのは、はつきり申し上げれば大変残念であります。

やはり、こういうルール、あるいは周知活動といふのは、実際に相手の行動に反映されなければ、全くやつた意味がないと言わざるは仕方がないことであります。ぜひとも要因分析結果を次は事業者の行動に結びつけるような対策をとらなければいけないと思います。法案の中身に入る前に、この点に関して、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○原田国務大臣 浅野委員が御指摘されるまでもなく、こういう行政規制法といふのは、まず法律で改定だけでは、はるかに十分ではありません。まさに結果が出て、結果を出して、それが意味があつたということではないかと思つております。平成二十五年改正における、ユーザーが機器の管理者として法律上位置づけられ、ユーザーの適切な機器管理の認識が高まつたことで廃棄時回収率も一定程度向上はしたというふうに見ておりましたけれども、一方で、回収率は依然として四割弱にとどまつております。さらなる対策が必要なことも事実でございます。

今般御提案する法改正により、フロン類の回収率が確実に向かうよう厳しく取り組んでまいりたい、法の運用を取り組んでまいりたい、こういふふうに考えております。

○浅野委員 ゼひよろしくお願ひいたします。

続いての質問に移りたいんですが、この法案の中身で、直接罰を導入するですか、自治体に協議会を設けて、その実効性を高めていくという対策もある程度盛り込まれているといふふうに理解をいたしております。

私がこれから議論したいのは、実際に、では回収事業者がちゃんとこの法の趣旨にのつとつて回収作業をしてくれるときになつたときに、次なる壁があるんじやないかといふふうに思つています。

一つは、政府の要因分析によれば、残存する、回収し切れなかつた冷媒がなぜ回収しきれなかつたのかといふと、一つは今御答弁をいたしました。もう一つは、回収作業はしたんだけれども、実はタンクの中にまだ残つていました。そもそも回収をしていかなかつたからという理由であります。もう一つは、回収作業はしたんだけれども、実はタンクの中にまだ残つていました。そういう要因もあるわけです。

私は、これからこの法の趣旨がしっかりと履行された場合に次の壁になるのは、回収作業をしてお残る冷媒をいかに減らしていくか、ここについてもしつかり考えていただきなければいけないかなというふうに思つています。

そこでですけれども、ここからは少し提案的な質問になりますが、実際に回収するときの方法としては、ガスの状態の冷媒をガスの状態のまま回収するという方法と液体の状態の冷媒を回収するという、大きく二つの方法があるそうなんですけれども、気体のまま回収する場合と、気体だけ吸い取つても、実は中に液体状のものがまだ残つているというケースがどうやら多々あるようなんですね。

業者としては、全部、ガスがもう出てこなくなつたから回収は済んだという判断をして回収済みということにするんですけれども、実際にはそれがどうやら多々あるようなんですね。

なつたから回収は済んだという判断をして回収済みということにするんですけれども、実際にはそれがどうやら多々あるようなんですね。

○森下政府参考人 資料の四には、冷媒の市中ストックと使用機器の台数というのを、環境省の方からいただいた資料なんですが、下に、機器台数というのが約二億台、市中にはあるというふうに書いてあります。これからこれが、一気にではないけれども順次回収作業を行つていかなければならぬんですが、私は少し勉強させていただきまして、冷媒回収作業をどのようにやるのかというのをちょっとと確認をいたしました。

簡単に申し上げれば、回収する例えばエアコンの室外機に圧力計をまず取り付けて、その圧力計を介してコンプレッサーにつないで、このコンプレッサーはガスを中から引つ張る役割なんですが、このコンプレッサーで引つ張ったガスを大気の温度に合わせるための熱交換器を取り付けて、その先に収納するタンクを接続するんですね。

これは毎回毎回その接続作業からスタートをしなきやいけない。これを大量に発生する廃棄物一大つにやつていくといふのは大変な作業なわけですね。

○森下政府参考人 お答え申し上げます。

現状では、ポンベに回収した重量を測定しまして行なっております。これをチックしますと、関係者が回収量を把握できるということになります。回収をされたフロン類でござりますけれども、既に導入をされております。これをチックしまして、回収量が非常に少ない場合は、ユード

ザーがあれつということで気がつく、そういうことができるそんな仕組みとなつております。

つきましては、配管中の冷媒量の把握と申しますのが困難、あるいは技術的な課題もあるかと申しますが、それを申し上げた上で、この機器の表示機能についてもしつかり考えていただかなければいけません。

そこは、これからこの法の趣旨がしっかりと履行される場合に次の壁になるのは、回収作業をしてお残る冷媒をいかに減らしていくか、ここにも踏まえながら、いかに冷媒を回収するときの回収残をできるだけ、可能な限り減らすことができると踏まえますけれども、いたいた御指摘も踏まえながら、その対策について、技術的な検討を私どもも進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 ゼひよろしくお願ひします。

ここはある程度、製造メーカー側との共同も必要になつてくると思いますので、ゼひ政府として

も積極的な姿勢を示していただきたいと思います。そして、今少し触れていただきましたが、これは回収作業のときの作業効率というのも高めでないかと感じています。

資料の四には、冷媒の市中ストックと使用機器の台数というのを、環境省の方からいただいた資料なんですが、下に、機器台数というのが約二億台なんですが、市中にはあるというふうに書いてあります。これからこれが、一気にではないけれども順次回収作業を行つていかなければならぬんですが、私は少し勉強させていただきまして、冷媒回収作業をどのようにやるのかというのをちょっとと確認をいたしました。

今、とにかく作業に時間がかかるんだ、そういう話をさせていただきました。これは実際、現場からもこういう声は上がつておりまして、時間をかければ、ポンプを真空に引いてから作業を開始できるんだけども、契約した料金ではそんな時間をかけることができない、その結果、吸引が中途半端になつてしまふ、そんな声もあります。また、そもそも、回収業として見合う正当な金額で発注されていないことが問題だと。その結果、回収する機器の金属くずみたいなものは有価物なんですが、それとも、そこに含まれているフロンガスと

です。非常に人件費もかかります。ですから、これからしつかり回収作業をしていくためには、この作業効率を上げるために対策も必要だと思いますが、これについても政府の答弁をいただきたいと思います。

○森下政府参考人 冷媒を回収するときに回収残が出るのか、その要因につきましては、専門家、関係者の間で今意見が分かれているという状況でございます。

このため、環境省、経済産業省共同で、専門家の協力をいただきながら、技術的見地から要因分析と対策の検討を今後進めていく予定といたしていきます。

いたいた御指摘も踏まえて、まずは要因の分析を進めて、その結果を踏まえて適切な対策を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 ゼひよろしくお願ひします。

一

です。

○森下政府参考人 お答えいたします。

フロン類の充填回収業者につきましては、都道府県知事の登録制という制度がもう導入をされてございます。また、省令で定めます回収基準といふもののがございまして、この回収基準に従つて回収作業を事業者の方々が行つていただくということが既に法律に基づいて義務づけられているといふことになつております。充填回収業者による不適切な回収行為は抑止できる。そういう仕組みが既に導入をされているというふうに考えてございます。

また、費用のお話ございましたけれども、フロン類の回収にかかる費用につきましては、法律上、第一種特定製品の管理者において負担すべきものと明確に規定をされてございまして、関係業者に対しまして、引き続きその趣旨の周知を徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 ゼひよろしくお願ひします。

大臣、これまでの、何点か提案型で質疑をさせ

ていただきましたが、まずは回収残りがないかどうか、機器自体にそういう見える化の対策をとることですか、あるいは、そもそも煩雑な作業をもっと簡単にできるような対策をとるですか、今申し上げた取り環境の改善、こういったことが、この法案が成立したとしてもなお残つていく課題になつていくと私は思つていますが、こうした環境の整備、対策等に向けて、大臣の方から一言いただければと思ひます。

○原田国務大臣 委員おつしやるように、いかに

その法律が目指した、政策の目指した方向で実効性が上がるかということが大事なことだと思っております。

今、非常に技術的な観点からも御提案いただき

ましたけれども、どうしても、回収残りがたまつたのでは余り意味がないといいますか、お聞きしますと、パイプによつては、百メートルぐらい長いパイプがありまして、そうすると、それを真空吸引するとか、コンプレッサーで押し出すとか、いろいろな方法はあるうかと思いますし、ま

た、御指摘のように、関係する業者といひますか

業界がどういうような取引の中で皆さんが仕事をしているかと、いふのは、これも非常に大事なこと

でございます。

また、見える化という御提案もありまして、そ

の辺がやはり、みんなが公正正大にかかわりながら、その中で、あるいは、いろいろな意見、またいろいろな技術改善等の意見等も出てこようかと思いますので、その辺も踏まえて行政の側でしっかりと取り組んでいきたい、こう思つております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。ゼひよろしくお願いしたいと思います。

本当に地球温暖化対策、このフロンの回収率向上一つとっても、直接罰を設けるとか、あるいは、地域で協議体をつくるだけではやはりどうしてもクリアできない現場の課題というのがございまして、そうしたところも念頭に置きながら、運営という、行政からの管理監督、助言というものはしていかなければいけないと思いますので、この観点はぜひともよろしくお願いしたいと思います。

私たちの子供や孫や、未来の日本に住む皆さん、あるいは世界に住む皆さんがこの影響を受けますので、ゼひよろしくお願いしたいと思います。

続いての質問に移りますが、資料の五をごらんください。

これは、ちょっと簡単にお伺いします。

この基本原則を追加して、施策の方向性を示す

ことで、温暖化対策をより進めるなどを狙いとし

ております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。ゼひよろしくおそれがあるということで、グリーン冷媒技術の開発というものが急がれるわけであります。

ここについて、これまでの答弁でも答弁いた

きましたので、きょうは、時間の都合もあり、意

味など、これまでの答弁でも答弁いただ

きましたが、ゼひESG資金等の民間資金が流入するような仕組みも考えて

いただけないかというお願いであります。

済みません、時間の関係で、これはこれのみにさせていただきます。

統いて、野党の提出法案について質問させていただきますが、今回、野党提出法案の中では、基本原則を追加すべきという提案がなされております。

また、御指摘のように、関係する業者といひますか

業界がどういうような取引の中で皆さんが仕事をしているかと、いふのは、これも非常に大事なこと

でございます。

また、見え化という御提案もありまして、そ

の辺がやはり、みんなが公正正大にかかわりながら、その中で、あるいは、いろいろな意見、またいろいろな技術改善等の意見等も出てこようかと思いますので、その辺も踏まえて行政の側でしっかりと取り組んでいきたい、こう思つております。

○小宮山委員 質問ありがとうございます。ゼひよろしくお願いしたいと思います。

本当に地球温暖化対策、このフロンの回収率向上一つとっても、直接罰を設けるとか、あるいは、地域で協議体をつくるだけではやはりどうしてもクリアできない現場の課題というのがございまして、そうしたところも念頭に置きながら、運営という、行政からの管理監督、助言というものはしていかなければいけないと思いますので、この観点はぜひともよろしくお願いしたいと思います。

私たちの子供や孫や、未来の日本に住む皆さん、あるいは世界に住む皆さんがこの影響を受けますので、ゼひよろしくお願いしたいと思います。

そこで、本修正案においては、基本原則を定め、グリーン冷媒の普及を図ること、フロン類の循環的な利用を進めること、フロン類の適正な管理を行うことにより、可能な限り、二〇五〇年までにフロン類の大気中への排出をゼロとする

循環的な利用を進めること、フロン類の適正な管

理を行ふことにより、可能な限り、二〇五〇年までにフロン類の大気中への排出をゼロとする

最後の質問に移りますけれども、海外におけるフロン回収、破壊、再生処理等に対しても、こうした日本の取組というのがどのように貢献していくべきなのか。海外に向けた日本政府としての方針

というのを最後に御答弁いただきたいと思います。

○原田国務大臣 我が国のフロン回収、破壊、再生処理のシステムは、回収量を正確に把握し公表するなど、世界的に誇ることのできる先進的なものである。そういうふうに認識をしております。

こうした知見を生かして、環境省では昨年度か

ら、二国間クレジット、JCMの仕組みを活用して、代替フロン等の回収・破壊を実施する事業へ

おいても、フロン類の排出を抑制するための施策の検討が進められているようでありますけれども、委員も御指摘のとおり、遅々として進まず、実効性が上がっていないのも現実でございます。

そうしたところも念頭に置きながら、運営

という、行政からの管理監督、助言というものはしていかなければいけないと思いますので、この観点はぜひともよろしくお願いしたいと思います。

○小宮山委員 質問ありがとうございます。ゼひよろしくお願いしたいと思います。

近年、気候変動対策が急務となる中で、政府においても、フロン類の排出を抑制するための施策

の検討が進められているようでありますけれども、委員も御指摘のとおり、遅々として進まず、実効性が上がっていないのも現実でございます。

そうしたところも念頭に置きながら、運営

という、行政からの管理監督、助言というものはしていかなければいけないと思いますので、この観点はぜひともよろしくお願いしたいと思います。

○小宮山委員 質問ありがとうございます。ゼひよろしくお願いしたいと思います。

本当に地球温暖化対策、このフロンの回収率向上一つとっても、直接罰を設けるとか、あるいは、地域で協議体をつくるだけではやはりどうでもクリアできない現場の課題というのがございまして、そうしたところも念頭に置きながら、運営

という、行政からの管理監督、助言というものはしていかなければいけないと思いますので、この観点はぜひともよろしくお願いしたいと思います。